

令和6年6月～



夜間窓口が 火曜日のみ になります

〈夜間窓口受付日時〉

火曜日(祝日を除く)午後5時15分～午後7時00分まで



できること

- ・戸籍、住民票、印鑑登録証明書などの各種証明書の発行
- ・印鑑登録

詳しくは松阪市サイトをご覧ください。

松阪市 夜間窓口



できないこと

転入・転出・転居などの
【住民異動届】

戸籍の届出について

休日や夜間の出生・婚姻・死亡などの戸籍の届出については、宿直室でお預かりします。

夜間窓口は本庁のみで実施しています。地域振興局では夜間窓口は開設していません。
松阪市役所 本庁 戸籍住民課 住所:松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4052